

吉野町ふるさと納税報償品交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町に寄附金を納付した者に対し、その行為に報いること、並びに町内の産業振興のため、吉野町ふるさと納税報償品（以下、「報償品」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者の範囲)

第2条 報償品を交付する対象者は、1回あたり10,000円以上の寄附金を納付した町外在住の個人（以下「寄附者」という。）とする。

2 同一の寄附者への報償品交付は、寄附金納付ごととする。

(報償品)

第3条 報償品は、本町内及び本町と友好交流都市協定を締結する市町村の事業所等より調達するものとし、本町及び吉野町商工会が提示した商品のうち、寄附者に報いる品として適当であると町長が認めた商品に限る。

2 前項において町長が認めた商品のうちから、寄附者が選択した商品を報償品として交付するものとする。

3 報償品を交付するための費用は、寄附者への送料等全ての経費を含めず算定し、寄付金額に応じて次のとおりとし、町がこれを負担する。

寄付金額	報償品交付費用
1万円以上1.5万円未満	3,000円相当
1.5万円以上2万円未満	4,500円相当
2万円以上3万円未満	6,000円相当
3万円以上5万円未満	9,000円相当
5万円以上10万円未満	15,000円相当
10万円以上20万円未満	30,000円相当
20万円以上	60,000円相当

4 前項に規定する費用を除き、報償品交付推進に係る費用の一部を報償品提供事業者から徴収することができる。

(申請手続)

第4条 報償品の交付を受けようとする者は、世界遺産・吉野ふるさとづくり寄附「寄附金申出書」（第1号様式）またはオンライン決済システムにより町長に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、任意の様式で申し込むことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。